



京都市立高等学校教職員組合

HP アドレス

<http://www8.plala.or.jp/kyotoshiko/>

〒606-8397 京都市左京区

聖護院川原町 4-13 京都府教育会館

TEL)771-1328 FAX)752-2148

こんにちは。京都市立高等学校教職員組合です。今月号の「市高のてびき」では、私たちの給料に大きく関わる「人勸」、また、市高ではたらく私たちに関係する法律の改正について説明します。

人勸

「人事院勧告」（地方では「人事委員会勧告」）のことです。

日本の公務員制度では、一般職の公務員の労働基本権は制限されており、民間であれば労使交渉によって決まる労働条件（労働時間、賃金、休暇制度など）が、法律（地方では条例）で決まるとされています。そして、国会（地方では地方議会）で、財政上の都合が優先されて、公務員の労働条件は自由に切り下げられないように、人事院（地方では人事委員会）は、民間労働者の労働条件を調査し、公務員に対して民間と同程度の労働条件を保障するため議会に労働条件の改善を勧告します。これが人勸です。

民主党政権下で、公務員に労働協約締結権が付与される動きがありました。そのような公務員制度の変更が行われれば、人勸も出なくなるのが予想されます。そうなれば、労働組合と当局の交渉により労働条件が決まることとなります。

2014年度 人事院勧告

2014年度、人事院は、国家公務員の月給を0.27%、期末・勤勉手当（ボーナス）を0.15カ月それぞれ引き上げるよう、国会と内閣に勧告しました。しかしながら、平均2%の賃下げなどを内容とする「給与制度の総合的見直し」を15年度から3年かけて実施するよう求めました。

「給与制度の総合的見直し」とは、2%の賃下げをはじめ、地域間格差の拡大につながる地域手当の「見直し」、50代後半層での最大4%の賃下げをねらったものです。

ちなみに、2013年度、給与据え置きで法改正の必要がないと判断し、「人事院勧告」ではなく、「人事院報告」としました。「報告」にとどまったのは1954年度以来、戦後2度目のことでした。

地方分権改革に係る一括法

平成26年6月4日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第4次一括法が公布されました（ちなみに、第1次一括法の公布は、平成23年5月2日）。これにより、文部科学省関係では、以下の法律等が改正されました。その一部を紹介します。

● 学校教育法の改正

指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止、設置者の変更などの際、都道府県教育委員会の認可を不要とするとともに、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならない。施行期日は、平成27年4月1日。

● 市町村立学校教職員給与負担法の改正

指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与及び報酬等を、指定都市の負担とする。施行期日は「平成30年4月1日までの間において政令で定める日」となっているが、関係都道府県及び指定都市の合意を踏まえ、「平成29年4月1日」を予定している。

● 義務教育費国庫負担法の改正

国は、指定都市ごとに、指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与及び報酬等に要する経費について、その実支出額の3分の1を負担するものとする。（施行期日は、上の「市町村立学校教職員給与負担法の改正」と同様）

そのほかに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」「文化財保護法」「博物館法」が改正されています。